

**【訪問看護】**

**初回加算**

**算定のガイドブック**

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 初回加算とは？・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 初回加算の単位数・・・・・・・・・・・・ 5
- 初回加算の算定要件・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 初回加算の留意点・・・・・・・・・・・・ 8
- 初回加算のQ&A・・・・・・・・・・・・ 9～11

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、訪問看護事業所における初回加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



# 初回加算とは？

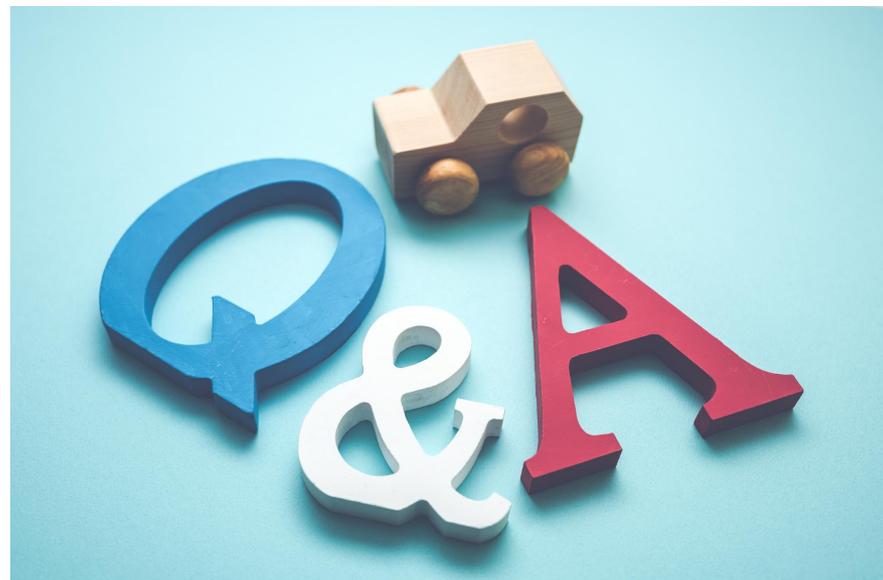
初回加算とは、訪問看護ステーション等が新規の訪問看護計画書を作成することを評価する加算です。

令和元年12月時点の算定率は

『60.2%』

となっており、多くの事業所が初回加算を算定しています。

他の加算と同様に、初回加算にも算定要件や算定のルールがありますので、それらを把握して実地指導等に向けて備えましょう。



# 初回加算の単位数

加算の種類	単位数
初回加算	300単位/月

## 【参考】

- 対象となる利用者が月に5人いる場合

5人×300単位×@10円 ⇒ 月1万5千円

# 初回加算の算定要件

- 新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を行うこと。

## 初回加算の対象となる利用者

- 新規の利用者
- 過去2月間（暦月）利用がなく、新たに訪問看護計画書を作成する利用者
- 要支援から要介護、または要介護から要支援への区分変更があった利用者

※当該事業所から、過去2月間に医療保険の訪問看護を受けていた場合は、対象となりません。

※居宅介護支援と違い、要介護状態区分が2区分以上変更された場合は、対象となりません。

※初回加算は、退院時共同指導加算と併算定できません。

# 初回加算の算定要件

## 過去2月間の期間

### 『暦月』とは？

暦月とは、「月の初日から月の末日まで」を指します。

そのため、暦月による過去2月間の例としてQ&Aには、

「4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。」

と示されています。



# 初回加算の留意点

- 過去2月間は、60日間ではなく暦月の2月間です。（前ページ参照。）
- 過去2月間に、当該訪問看護ステーション等が医療保険での訪問看護を提供した場合は、介護保険の訪問看護が初回であっても初回加算を算定できません。
- 退院時共同指導加算を算定する場合は、初回加算を算定できません。
- 初回の訪問は、原則として看護職員（保健師、看護師、准看護師）が実施することになっています。
- 利用者が2カ所の訪問看護ステーション等を利用している場合、両方の事業所で初回加算を算定することができます。

## 初回加算の指導事例

- 新規に訪問看護計画を作成していない。
- 新規に作成した訪問看護計画を利用者・家族に説明していない。

※過去に作成した計画をそのまま使用してはいけません。

# 初回加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問36

Q.  
一つの訪問看護事業所の利用者が、新たに別の訪問看護事業所の利用を開始した場合に、別の訪問看護事業所において初回加算を算定できるのか。

A.  
算定可能である。

# 初回加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問37

Q.  
同一月に、2カ所の訪問看護事業所を新たに利用する場合、それぞれの訪問看護事業所で初回加算を算定できるのか。

A.  
算定できる。

# 初回加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問38

Q.

介護予防訪問看護を利用していた者が、要介護認定の更新等にともない一体的に運営している訪問看護事業所からサービス提供を受ける場合は、過去2月以内に介護予防訪問看護の利用がある場合でも初回加算は算定可能か

A.

算定できる。訪問介護の初回加算と同様の取扱いであるため、平成21年Q&A (vol.1) 問33を参考にされたい。

問33

(訪問介護) 初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。

初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは歴月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。また、次の点にも留意すること。①初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。②一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと（介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。）。